

質問1. パート労働者への社会保険適用のあり方について

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。

拡大していくべきだと考えている

- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。

（年金について）社会保険が適用されていないパート労働者のうち、特に国民年金の第1号被保険者は老後に所得が十分に確保できない可能性が強い。特に、パート労働者の中でも、若年フリーター層や母子家庭の母の老後の所得保障のあり方をどう考えるか。

（医療保険について）本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。

【回答】

そもそもパート労働者が社会保険の適用外だったのは被扶養の立場でこうした社会保険に入るよりも、被扶養で3号被保険者になり、あるいは夫の社会保険にはいることのほうがメリットがあるからという理由だったと思う。が、シングルの男女、シングルマザーにとっては、そういうメリットはない。老後も不安定であり、1号で免除をしていれば年金額は非常に少ない。また国民健康保険の保険料の負担も大きい。給与所得者の配偶者であっても、その後の立場の変化の可能性を含め長期のスパンで考えて、被用者であれば厚生年金・社会保険に加入できるほうがいいのではないか。

- ④ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきとの考え方について、どう考えるか。

現行の適用基準による「就業調整」の発生が、働くことを希望する労働者の能力発揮や企業の生産性向上の機会を損ね、ひいては社会経済にマイナスの影響を与えている可能性について、どう考えるか。

【回答】

特に女性の能力の発揮を抑制していると感じることが多い。それが社会経済にマイナスの影響があるかどうかを考える材料はないが、ひとりひとりの女性たちを見ていると、マスとしての影響があると思う。

- ⑥ 企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異ならない公平なものにすべきとの考え方について、どう考えるか。

【回答】

基本的に賛成である。

特に結婚・出産で一時退職しもう一度就職するときには、女性が働ける業種が限られており、概して低賃金で、パートかアルバイトのような不安定な働き方となっている。

質問2. パート労働者である母子世帯の母の就労実態と適用拡大について

貴会に所属する、または把握している母子世帯について、

- ① 被用者として就労して所得を得ている世帯はどの程度か。また、そのうち、パート労働者として就労している世帯はどの程度か。

【回答】

全国母子世帯等調査によると

就業しているが 84.5%

臨時・パートは 43.6%。

平均就労収入 110 万円

当会の『母子家庭の仕事と暮らし 3』（シングルマザー283 人の回答）によると、就労所得の平均値は 226 万円

このうち、パート・アルバイトと回答したものは 35%、平均年収は 109 万円（400 万円以上を除くと 98 万円）、中央値は 100 万円、100 万円以下が 48.8%、100 万円～200 万円未満が 37.8%、200 万円～300 万円未満が 2.4%。

- ② そうしたパート労働者のうち、週所定労働時間が 30 時間を超えないような、比較的短時間の就労をしている者はどの程度か。

【回答】

母子世帯等全国調査でもこうした統計は見当たらない

当会の調査でも大変申し訳ないがパート・アルバイトと労働時間のクロス集計は行っていない。

- ③ 年金や医療保険の適用状況はどうか。

【回答】

全国母子世帯等調査

国民年金 37.2%（未加入 17.5%）

国民健康保険 44.6%（未加入 6.5%）

雇用保険に加入していない 43.7%

当会

社会保険に加入していないもの 35.7%。

雇用保険に加入していないもの 26.4%。

- ④ 短時間の就労を理由は何か。こうした者は、どのような業種・職種に就労している傾向があるか。

当会

このクロス集計も行っていないので、印象を述べるにとどまる。

離婚直後のファーストステップである、子どもが小さいので長く働けない、休みやすい、保育時間が短い。

- ⑤ 週所定労働時間が 30 時間を超えないような者のうち、より長い時間勤務して収入を増やすことを望む者はどの程度いるものと考えられるか。

【回答】

印象を述べる。半分以上が望んでいると思う。

質問 3. 母子世帯にとっての適用拡大の意義について

- 適用拡大は、母子世帯にとってどのようなメリットがあると考えられるか。また、その理由は何か。

母子世帯にとって、社会保険の適用拡大は、保険料が軽減され、かつ老後など年金の 2 階建て部分が加わるので老後の保障が少し多くなる可能性があり、また国民年金を免除にしている人も多いが、厚生年金に入れば大きなメリットがあると思う。ただし、どこで線を引くかは、さらなる就労抑制を招かないよう、慎重な議論が必要だと思われる。

また給与所得者の配偶者でパートなどで働いている女性にとっても、将来のライフスタイルの変化・特に母子世帯になる可能性があり、そのためにも社会保険の適用拡大はメリットがあると思う。

以上